

1 項 の規 定に づく 炭素 建築 物新 築計 画認 定の 申請 に 対 する 審査	第1 項各 に掲 げる 基準 に 適 合 し て い る こ と を 示 す 書 類 又 は こ れ に 類 す る 書 類 と し て 市 長 が 別 に 定 め る も の が 提 出 さ れ た 場 合	住戸数 (略)	が1戸 を超 え5 戸以 内の もの	住戸数 (略)	が5戸 を超 え10 戸以 内の もの	住戸数 (略)	が10 戸を 超え 25 戸以 内の もの	住戸数 (略)	が25 戸を 超え るも の	住宅用 途を 含む 建築 物の 住戸 部分 以外 及び 非住 宅建 築物	床面積 の合 計が 300 平方 メー トル 以内 のもの
		て 同 じ。)	が1戸 のもの	申請住 戸数が 1戸を 超え5 戸以内 のもの	申請住 戸数が 5戸を 超え10 戸以内 のもの	申請住 戸数が 10戸を 超え25 戸以内 のもの	申請住 戸数が 25戸を 超える もの	住宅用 途を 含む 建築 物の 住戸 部分 以外 及び 非住 宅建 築物	床面積 の合 計 (市長 が別 に定 める 建築 物に つ いて は、 共同 住宅 の共 用部 分の 床面 積を 除		
		申請住 戸数が 1戸を 超え5 戸以内 のもの	申請住 戸数が 5戸を 超え10 戸以内 のもの	申請住 戸数が 10戸を 超え25 戸以内 のもの	申請住 戸数が 25戸を 超える もの	住宅用 途を 含む 建築 物の 住戸 部分 以外 及び 非住 宅建 築物	床面積 の合 計 (市長 が別 に定 める 建築 物に つ いて は、 共同 住宅 の共 用部 分の 床面 積を 除				
		申請住 戸数が 5戸を 超え10 戸以内 のもの	申請住 戸数が 10戸を 超え25 戸以内 のもの	申請住 戸数が 25戸を 超える もの	申請住 戸数が 25戸を 超える もの	住宅用 途を 含む 建築 物の 住戸 部分 以外 及び 非住 宅建 築物	床面積 の合 計 (市長 が別 に定 める 建築 物に つ いて は、 共同 住宅 の共 用部 分の 床面 積を 除				
		申請住 戸数が 10戸を 超え25 戸以内 のもの	申請住 戸数が 25戸を 超える もの	申請住 戸数が 25戸を 超える もの	申請住 戸数が 25戸を 超える もの	住宅用 途を 含む 建築 物の 住戸 部分 以外 及び 非住 宅建 築物	床面積 の合 計 (市長 が別 に定 める 建築 物に つ いて は、 共同 住宅 の共 用部 分の 床面 積を 除				

	戸以内のもの	
	住戸数が25戸を超えるもの	(略)
共同住宅の共用部分	(略)	(略)
住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物（市長が別に定める場合に限る。）・住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物	(略)	(略)

	25戸以内のもの	
	申請住戸数が25戸を超えるもの	(略)
共同住宅（市長が別に定めるものを除く。）の共用部分	(略)	(略)
住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物（市長が別に定める場合に限る。）・住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物	(略)	(略)

		物（市長が別に定める場合を除く。）				物（市長が別に定める場合を除く。）		
18 ~25	(略)		(略)	18 ~25	(略)		(略)	
備考 (略)				備考 (略)				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年11月28日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明